

厚生労働省
和歌山労働局発表
平成24年8月31日(金)

担 当	厚生労働省
	和歌山労働局労働基準部賃金室
	賃金室長 井上 剛 宏
	賃金係長 小谷 佳 徹 TEL 073-488-1152

平成24年度の「和歌山県最低賃金」の改正について

— 5円の引上げ 時間額690円 —

和歌山労働局長（神田義宝）は、和歌山県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「和歌山県最低賃金」について、本日付けの官報において下記のとおり改正決定する旨の公示を行った。

これにより、和歌山県最低賃金については、平成24年10月1日から時間額が690円に引上げられる。

今後、和歌山労働局においては、改正後の和歌山県最低賃金について、県内の事業場はもとより広く県民に周知を図ることとする。

記

改正年月日	平成24年8月31日
改正後時間額	690円
引上額(対前年比)	5円
引上率(対前年比)	0.73%
効力発生效年月日	平成24年10月1日

*過去の改正状況については別紙のとおり

地 域 別 最 低 賃 金 額 の 推 移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
時間額	662円	673円	674円	684円	685円
引上額 (対前年比)	10円	11円	1円	10円	1円
引上率 (対前年比)	1.53%	1.66%	0.15%	1.48%	0.15%
効力発生 年月日	平成19年10月20日	平成20年10月31日	平成21年10月31日	平成22年10月29日	平成23年10月13日